

Annual Report
of Kansai Kyoiku Gakkai

No. 44

關西教育学会年報

通卷第44号

Kansai Kyoiku Gakkai

2020

關西教育学会

2020

戦前京都府における臨時試験検定の実施過程と

「実地授業」の位置づけ

——尋常小学校本科正教員免許状の場合——

美作大学 遠藤 健治

はじめに

本稿は、まず「小学校教員臨時試験検定認定校」(以下、認定校)を「学校単位でその卒業生に対し、臨時試験検定の受検資格が付与された学校」¹と定義づけたい。そのうえで、戦前京都府にみられた認定校である京都国学院本科を取り上げ、その卒業生がいかなる臨時試験検定の実施過程のもとで尋常小学校本科正教員(以下、尋正)免許状を取得したのかを、実地授業の位置づけに注目しながら説明することを目的としている。これは、臨時試験検定をとおして「間接的」に小学校教員を養成した認定校にも目を向け、戦前日本における師範学校以外の多様な小学校教員の輩出経路を探り、「出自(取得方法)と種別(免許種別)を異にした教員の同居性という点にこそ特徴があった」²と言われる小学校教員界の実際を説明しようとする試みの一環である。そして、それにより、後述するように戦前京都府における認定校のすべてが私立学校であったことに照らし、私立学校には小学校教員養成においていかなる役割が期待されたのか、そしてその結果はいかなるものであったのかを展望したい。

1. 戦前京都府において尋正を養成した京都国学院本科

うへの課題をみるにあたり、あらかじめ京都国学院本科の概要をみてみよう。

戦前京都府において、認定校は、4校存在した。そのうち尋正を養成したのは、京都国学院本科であった。表1は、戦前京都府における認定校一覧を示している。これによれば、認定校がすべて私立学校であったこと、そのうち唯一の男子校であった京都国学院本科だけが尋正を養成したことがわかる。

そうした京都国学院本科³は、「其他ノ各種学校」であった。そのため、その卒業生は、

無試験検定の受検が認められなかった。京都国学院本科は、1882(明治15)年に創設され、1907(明治40)年に「其他ノ各種学校」として認可された。1924(大正13)年には学則を改正し、これを契機として、尋正の養成を開始した。「京都国学院」という名称も、この改正を機とするものであった。そして、1933(昭和8)年に再び学則を改正するまで尋正を養成した。もっとも、京都府において、無試験検定を受検するためには、中等程度の学校本科卒業+アルファの修学歴が必要であった⁴。そのため、「其他ノ各種学校」であった京都国学院本科の卒業生は、無試験検定を受検することができなかった。

ただし、臨時試験検定の受検は認められた。それは、第一次大戦中、後のいわゆる大戦景気に伴う小学校教員離れにより低迷する尋正充足率⁵の改善策の一環であった。戦前京都府における尋正の充足率は、1915(大正4)年に97.5%まで上昇した。しかし、その後は下降を続け、1918(大正7)年には91.8%まで低下した。それが、回復、安定するのは、1930代に入ってからであった。こうしたなか、1910年代末から中等程度の学校の本科卒業生を対象として、尋正の養成を目的とする教育学科講習⁶が開始された。一方、京都国学院本科卒業生は、「其他ノ各種学校」の卒業生であったため、それを受講することができなかった。しかし、尋正充足率の改善は急務であったことから、同校卒業生にも免許状取得の道を開くべく、臨時試験検定の受検資格が付与された。

2. 尋正免許状取得のための3つの検定

では、京都国学院本科卒業生を対象とした臨時試験検定は、いかにして実施されたのか。それは、学科試験、実地授業、身体検査という3つの検定によった。ここでは、1931(昭和6)年度京都国学院本科卒業生を対象とした臨時試験検定⁷を事例として、その実施過程をみてみよう。

まず、学科試験は、1932(昭和7)年3月、実施された。その検定科目は、修身科、教育科、国語科(作文、講読、習字)、算術科(珠算を含む)、理科、地理科、歴史科、図画科、音楽科、体操科であった。これら検定科目をほぼ同時期の1932(昭和7)年5月から6月にかけて実施された定期試験検定⁸の検定科目と比較するならば、両者が完全に一致したことがわかる。つまり、認定校卒業生であっても、検定科目の一部、もしくは全部が免除されるといった優遇を受けることはなかったわけである。こうした臨時試験検定は、「臨時的に実施される定期試験検定」であったと言える。

学科試験が終了すると、一旦その可否が判定された。本事例において、受検者は3名、学科試験合格者は1名であった。その学科試験合格者1名にかぎり、同年5月、実地授業および身体検査の受検が認められた。そして、学科試験合格者は、両検定にも合格し、尋正免許状を取得した。つまり、本事例における最終的な合格率は、33%であったわけである。

表1 戦前京都府における小学校教員臨時試験検定認定校一覧

認定校名	公私別	性別	養成免許種別
京都国学院本科	私立	男	尋正
京都高等手芸女学校師範科	私立	女	小裁尋正
京都裁縫女学校専攻科	私立	女	小裁尋正
成安女子学院裁縫師範科	私立	女	小裁尋正

【註】「小学校教員免許状授与ノ件」(京都府立京都学・歴史館所蔵、『小学校教員・幼稚園保母検定及免許』請求番号昭04-0048-002)ほかより作成。

こうした合格率は、前述した定期試験検定の合格率を上回った。定期試験検定の受検者は39名、合格者は9名、その最終的な合格率は23%であった。これに照らすならば、本事例の受検者が3名と少数であったという制約があるものの、その合格率が定期試験検定の合格率を10%上回ったことがわかる。なお、定期試験検定の合格者は、いずれも中等程度の学校の卒業生、あるいは成績優良証明書をすでに得た者などであり、検定科目の一部、もしくは全部が免除された。一方、京都国学院本科卒業生がすべての検定科目を受検しなければならなかったことは、前述のとおりである。してみれば、同校卒業生の合格率は、数字以上に評価されるべきではないか。

しかし、1名という合格者数は、低調であったと言わざるを得ない。『文部省年報』によると、1931（昭和6）年度における尋正試験検定の男子合格者は18名であった。つまり、そのうちに占めた京都国学院本科卒業生の割合は、5%であったわけである。そのため、同校が尋正充足率の改善に貢献したとまでは言い難いであろう。

3. 尋正免許状取得のための最後の関門であった実地授業

では、臨時試験検定の実施過程において、実地授業は、いかなる位置を占めたのか。実地授業は、本科正教員免許状以外の取得を目的とした臨時試験検定において課せられることはなかった。また、無試験検定においても、課せられなかった。つまり、実地授業は、尋正を含めた本科正教員免許状取得のための臨時試験検定における最後の関門であったわけである。

あらかじめ、実地授業の概要について言及しよう。実地授業は、小学校教員検定委員会⁹委員臨席のもと、京都府師範学校付属尋常小学校において、その児童を対象に学年や男女学級の別なく行われた。授業科目は、国語科、もしくは算術科にほぼ限定された。また、実地授業に際しては、教案の提出も求められた。それは、およそ題目、目的すなわち現在で言うところの単元目標、時間配分、本時教材、本時目的、教順により構成された。

さて、本事例における実地授業の詳細は、いかなるものであったのか。それは、実地授業に臨席した小学校教員検定委員会委員から委員長に提出された報告書により知ることができる。同書を引用するならば、つぎのとおりである。なお、ここでは、記載されている受検者名などは□に置き換えている。

謹啓

先般当方へお任せ願ひました□□□□の実地検定の結果を左に御報告申し上げます

○施行日 四月二十八日

○学年、教材 第四学年女、読方 れんげ草

○委員 渡辺常任委員 上原臨時委員（後藤委員はやむを得ざる用事の為め□□□□）

○成績 教案にあらはれた教授過程、実際に行った教授順序共に大体無理なく、妥当なる行き方尤と思はれました。個々の内容の取扱の二三には如何はしいところがあり、教材研究の不徹底を思はしめましたが、態度も落ち着いてみて全体から評価すれば中の上と思はれ、立派に合格させてやってよかろうと思ひました。

右報告申し上げます

五月三日

渡辺昌司

井上吉三郎様

これによれば、実地授業が国語科読方の「れんげ草」を教材として、京都府師範学校付属尋常小学校第4学年女子学級において行われたことがわかる。そして、「成績」に注目するならば、教案における教授過程、実際の授業における教授順序および教授態度により合否が判定されたこともわかる。

なお、実地授業においては、不合格となる場合もあった。身体検査は、疾病の有無や健康状態を確認する程度であった。一方、本事例における実地授業の合格率は100%であったが、他年度の事例¹⁰も含めると、その合否を確認できるのが合計4年間であるという史的な制約はあるものの、受検者は8名、合格者は6名であった。つまり、知りうるかぎり、実地授業においては不合格者も認められ、その合格率は75%であったわけである。

おわりに

以上、本稿は、戦前京都府にみられた認定校である京都国学院本科を取り上げ、その卒業生がいかなる臨時試験検定の実施過程のもとで尋正免許状を取得したのかを、実地授業の位置づけに注目しながら検討した。それは、戦前日本における師範学校以外の多様な小学校教員の輩出経路を探るとともに、なかでも私立学校に目を向け、その小学校教員養成において果たした役割、そしてその成果を解明しようとするものであった。

戦前京都府における認定校は、4校存在した。そのすべが私立学校であり、なおかつ京都国学院本科だけが尋正を養成した。同校は、「其他ノ各種学校」であった。そのため、その卒業生は、無試験検定の受検が認められなかった。しかし、大戦景気に伴い低迷する尋正充足率の改善策の一環として、臨時試験検定の受検が認められた。

そうした臨時試験検定は、学科試験、実地授業、身体検査という3つの検定によった。本稿においては、1931（昭和6）年度京都国学院本科卒業生を対象とした臨時試験検定を事例

とした。その合格率は、ほぼ同時期に実施された定期試験検定を上回った。しかし、その合格者数に照らすならば、京都国学院本科が尋正充足率の向上に貢献したとまでは言い難いであろう。

こうした臨時試験検定の実施過程において、実地授業は最後の関門であった。実地授業は、本科正教員免許状以外の取得を目的とした臨時試験検定において課せられることはなかった。無試験検定においても、課せられなかった。つまり、実地授業は、尋正を含む本科正教員免許状の取得を目的とした臨時試験検定においてのみ課せられたわけである。そして、そうした実地授業においては、年度により不合格者の存在も認められた。

註

- 1 井上恵美子は、認定校を「定期試験検定とは別に臨時試験検定という学校単位の試験検定を受けられる制度」による学校と定義づけている。本稿における認定校の定義もこれを参考とした（井上恵美子「『小学校教員無試験検定認定校』の全国的動向」（日本教育学会第76回大会ラウンドテーブルP配付資料）、2017年、3頁）。
- 2 笠間賢二「小学校教員無試験検定研究の課題」（『宮城教育大学紀要』51、2017年）153頁。
- 3 京都国学院本科の概要については、『学校法人京都皇典講究所京都国学院創立一三〇周年開学一〇周年記念誌』、2015年を参照した。
- 4 戦前京都府における無試験検定受検者に求められた修学程度については、拙稿「戦前京都府において、私立学校卒業生は、小学校教員無試験検定合格者中にどれほどの位置を占めたのか——一九三〇年代以降を中心として——」（『地方教育史研究』40、2019年）を参照されたい。
- 5 第一次大戦中、後の尋正充足率は、すべて『文部省年報』各年より算出した。
- 6 教育学科講習については、拙稿、前掲註4を参照されたい。
- 7 本事例に関する諸史料は、すべて「小学校教員免許状及成績優良証明書授与ノ件」（京都府立京都学・歴史館所蔵、『小学校教員、幼稚園保母検定及免許』請求番号昭08-0056-005）による。
- 8 本定期試験検定に関する諸史料は、すべて「小学校教員幼稚園保母免許状授与ノ件」、同前による。
- 9 小学校教員検定委員会とは、道府県において、小学校教員検定を実施するために設置された組織である。会長には視学官を充て、常任委員、臨時委員により構成された。
- 10 京都国学院本科が尋正を養成した10年間のうち、実地授業の結果を確認することができたのは、1928（昭和3）年度、1929（昭和4）年度、1931（昭和6）年度、1932（昭和7）年度の4年間であった（『小学校教員免許状授与ノ件』（京都府立京都学・歴史館所蔵、『小学校教員・幼稚園保母検定及免許』請求番号昭04-0048-002）、『小学校教員免許状授与ニ関スル件』（京都府立京都学・歴史館所蔵、『小学校教員、幼稚園保母検定及免許』請求番号昭09-0036））。

（謝辞）

本研究は、JSPS 科研費 JP19K02412 の助成を受けたものである。